

令和7年度 山形県立長井工業高等学校 運動部活動方針

【スローガン】

「長工生よ、地域を潤す源流となれ！」

【教育目標】

- (1) 責任感と協調性を重んじ、礼儀正しく思いやりのある、心身共に健康な人間の育成 **「人間性の育成」**
- (2) 確かな学力を身に付け、創造性豊かで実践力のある、たくましい人間の育成 **「創造性の育成」**
- (3) ものづくりと、地域と連携した活動を通して、社会に貢献できる人間の育成 **「社会性の育成」**

【本校運動部活動の基本方針】

本校の運動部活動は本校教育目標に則り、責任感・協調性・心身ともに健康な人間の育成を基本として行われるとともに、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的かつ効果的に取り組むものとする。

1 適切な運営のための体制整備

- 生徒数、教員数等を踏まえ、円滑に活動を実施できるよう適切な数の運動部を設置する。
- * 1つの部に対し複数の顧問配置を原則とする。ただし、同好会はその限りではない。
- 校内の部活動等振興委員会において各部の取り組みの確認や評価を行い、改善に努める。また、学校評議員会において保護者代表や外部関係者から活動の評価を得るほか、必要に応じて学校保健委員会でも意見を聴取する。
- 顧問は、年間活動計画の作成、学期毎の活動実績の報告等により、活動状況について保護者等と情報を共有し、理解と協力を得るように努める。

2 合理的でかつ効果的・効率的な活動の推進

- 生徒の心身の健康管理と事故防止に努め、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの導入等により、休養日を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を研究・実践する。

3 適切な運動部活動の運営

- 休養日及び活動時間については、心身の健康を保持しつつ、学習や検定等との両立を図ることができるよう、以下を基準とする。

休養日	週当たり 平日1日以上、週休1日以上
1日の活動時間	平日2時間程度 週休日等3時間程度
長期休業中の休養日	学期中に準じた扱いとするが、他に休養期間を設ける。
※上記の活動時間については、大会・練習試合・合宿・遠征等は除くものとする。	

- 上記基準を原則とするが、目標とする大会（年間活動計画表の◎）の2週間前の特別強化期間及び休養日設定に関する校内強化指定部（以下「指定部」）については、少なくとも週1日の休養日を設けた上で、定期考査前後や長期休業中等に学期単位での休養日の振替も可能とする。
- 指定部は、部顧問からの申請を受けて部活動等振興委員会で審議し、年度初めに校長が指定する。

4 運動部活動における事故防止

- 顧問は、生徒の既往症等を事前に把握し、万一の際の対処法について生徒及び保護者に確認しておくとともに、活動前に体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。
- 顧問は、活動場所や設備、備品、用具等の安全点検を日常的に行うとともに、突発的な事故に備え確実にAEDを使用できるよう研修会等に参加する。
- 顧問は、日頃から生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避できるよう指導する。また、天候を考慮した以下の指導を行う。
- * 高温・多湿時においては活動に参加する生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分補給や適切に休憩を取るなど生徒の健康管理を徹底する。万が一熱中症等の症状が見られた場合は、「熱中症対応フロー」に従い、迅速に対応する。
- * 雨天時は、低体温症にならないよう注意する。また、雷や暴風雨の際は、活動の中止・中断の判断を的確に行う。

※上記以外の事項については県教育委員会の方針（平成30年12月）に則り実施する。本方針は平成31年2月25日に初版策定し、令和2年5月25日に一部改訂した。